

# 11月1日～12月31日は 県税・市町村税 滞納整理強化月間

## 県税・町税の納め忘れはありませんか？

沖縄県と県内市町村は、11月と12月を徴収強化月間と定め、滞納者に対し預貯金・給与・不動産・各種保険・自動車などの差し押さえ、公売など厳しい措置を行っています。

### 「NO滞納」「滞納処分」

納付がまだの方は、金融機関または税務課で早めに納めてください。納付が困難な方は、早めに税務課へ納付相談を行ってください。

#### ●滞納処分の流れ



#### ●一人で迷わず早めに相談を！

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納める事ができない場合は、生活状況などを聞かせて頂いた上で、滞納額を分割して納める方法もあります。

滞納を放置せず、税務課（管理収納班）へ迷わず相談してください。



#### ●夜間相談窓口の活用

役場開庁時間に納税相談等が出来ない方の為に、夜間納税相談等窓口を開設しています。

開設	毎週木曜日（祝祭日は除く）
時間	17時15分～20時まで
場所	役場2階税務課⑥番窓口（管理収納班）

※納税相談は多少時間を要しますので、19時半までに来課ください。

【お問い合わせ】 税務課 管理収納班 ☎889-0523

# 固定資産（家屋）について

～次のときには必ず届出をお願いします～

## ①家屋を取り壊したとき

住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは、『家屋滅失届』を提出してください。

届出がないと、取り壊したことが確認できないため、翌年度以降もそのまま課税となります。納税通知書の固定資産（土地・家屋）明細書のページをご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、年の途中で取り壊しても、年税額は変わりませんのでご注意ください。

## ②未登記家屋の名義を変更したとき

登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は『未登記家屋名義変更届』を提出してください。

登記されている家屋は、法務局で名義変更手続き（所有権移転登記）をすると、法務局から役場への通知により所有者を変更することができますが、登記されていない家屋については役場への届出がないと所有者の変更ができません。

登記されていない家屋は、納税通知書の固定資産（土地・家屋）明細書のページの家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されていますのでご確認ください。

【お問い合わせ】 税務課 資産税班 家屋係 ☎889-4413



# 第22回国場川水あしび



～漫湖清掃に参加してみませんか？～

日時：11月26日（土）9時30分～15時

会場：漫湖水鳥・湿地センター（豊見城市字豊見城 982 番地）

～プログラム～

- ①漫湖周辺のごみ拾い・マングローブの稚樹抜き
- ②舞台イベント
- ③自然体験型ゲーム
- ④展示ブース

- ※ 申込：当日受付 参加費：無料
- ※ ゴミ袋・軍手は事務局にてご用意します。
- ※ 清掃のできる軽装にてご参加ください。
- ※ 駐車場の数には限りがございます。
- なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ※ 会場敷地内は禁煙です。

はえるんも来るよ！



主催 国場川水あしび実行委員会（那覇市・豊見城市・南風原町・糸満市・南城市・与那原町・八重瀬町・環境省那覇自然環境事務所）

【お問い合わせ】 住民環境課 ☎889-1797



# 国民年金だより

大切な家族のために！  
もしものときは、遺族基礎年金があります。

遺族基礎年金は、被保険者または老齢年金の資格期間を満たした方が亡くなったときに、『子のいる配偶者』または『子』に支給されます。  
※ここでいう『子』とは、18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子または、20歳未満で1級または2級の障害のある子のことです。

次の①、②の2つの要件のうち、いずれか1つが満たされていれば、納付要件は有りとなります。

### ①2/3要件

亡くなった日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、若年者納付猶与期間、学生納付特例期間を合計した期間が、加入期間の3分の2以上であること。

### ②直近1年間要件

亡くなった日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。



家族のためにも納めて安心の国民年金！

平成28年度（年額）  
遺族基礎年金の額

	配偶者が受ける場合		子が受ける場合	
	子が1人いる配偶者	子が2人いる配偶者	子が1人のとき	子が2人のとき
子が1人いる配偶者	100万4,600円	122万9,100円	78万100円	100万4,600円
子が2人いる配偶者	122万9,100円	130万3,900円	100万4,600円	107万9,400円
子が3人いる配偶者	130万3,900円		107万9,400円	

※子が3人以上いる場合は、1人につき年額74,800円が加算されます。

【お問い合わせ】 那覇年金事務所 ☎889-1113 または 国保年金課 ☎889-1798

# 税を考える週間

11月11日（金）～17日（木）

毎年11月11日～17日までの間は税を考える週間として納税者の皆様に税の仕組みや役割について考えてもらうとともに、税に対する理解を深めてもらう為に全国でさまざまな催しが開催されます。

この機会に税について、家族や職場のみなさんと話し合ってみましょう。

### 税に関するパネル展

南風原町役場 町民ホール(1階)  
11月11日（金）～11月18日（金）

### 那覇税務署による年末調整説明会

日時：11月17日（木）10時～12時半  
場所：沖縄コンベンションセンター

●年末調整のしかた ●源泉徴収票等の作成  
※会場の駐車台数には限りがありますので、バス・タクシーなどをご利用ください。



【お問い合わせ】 税務課 ☎889-4413